

## 施設園芸農家の燃油購入費を支援します

### 1 概要

施設園芸農家の燃料費負担を軽減するため、燃油の購入費を支援します。

### 2 目的・意義

燃油価格の高止まりが続く中、農業では燃油価格の上昇分を農産物の販売価格に転嫁することが難しいため、農業者の大きな負担となっています。特に、花<sup>か</sup>きやきゅうり、いちごなどの施設園芸農家は、ハウス内の加温などにより燃料を多く使用するため、経営が圧迫され、緊急的な支援が必要であることから、燃油購入費の一部を助成し、経営の安定を図ります。

### 3 対象期間及び燃料

令和3年10月1日から令和4年3月31日までに納品及び支払を完了したA重油又は灯油

### 4 対象者

市内の施設園芸農家

### 5 対象経費

A重油又は灯油の購入単価が基準単価（83.1円/L）を超えた場合、その差額に購入量を乗じた金額

### 6 補助金算式及び上限額

$(\text{購入単価} - 83.1 \text{円}) \times \text{購入量} \times 1/2$  以内＝補助金額（千円未満切捨）

1 経営体あたりの上限 20万円（花き生産者については30万円）

### 7 事業費

25,000千円（3月補正予算で対応）

### 8 申請受付期間

令和4年1月4日から令和4年3月31日まで  
（補助上限額まで複数回に分けて申請可）

### 9 提出方法

前橋市役所農政課に提出（郵送、メールも可）

担 当 農政課農産園芸係  
電 話 027-898-6704（内線：3704）